

亀山市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年5月16日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

川合町自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 規約に定める目的

変更前 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 1 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡を図る。
- 2 清掃・美化等の活動を通じ、町の環境整備に努める。
- 3 不動産の維持管理及び運用を図る。
- 4 区域住民の健康増進及び福祉向上を図るための行事を行う。
- 5 文化の伝承活動と維持を図る。
- 6 青少年の健全育成に努める。
- 7 その他町にかかわる諸問題の解決に努める。

変更後 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題等の解決に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

(2) 区域

変更前 本会の区域は、亀山市川合町と和田町の一部から成っている。詳細については、別紙による。

(別紙)

本会の区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 亀山市川合町全域とする。但し、次の番地は除く。

栄町北自治会地区～新道自治会地区

1 1 9 2 番地 5、1 1 9 3 番地 1、1 1 9 7 番地 6 0、1 1 9 7 番地 9 3、1 2 0 6 番地 1、1 2 0 6 番地 4 から 1 2 0 6 番地 9 まで、1 2 0 6 番地 1 2 から 1 2 0 6 番地 1 4 まで、1 2 0 9 番地、1 2 1 7 番地 1 から 1 2 1 7 番地 2 まで、1 2 1 7 番地 4、1 2 1 7 番地 9、1 2 1 7 番地 2 1、1 2 3 3 番地、1 2 3 4 番地 1、1 2 3 4 番地 4、1 2 4 5 番地 1、1 2 1 3 番地 3 2、1 2 1 3 番地 3 5、1 2 4 4 番地

メープルタウン川合自治会地区

1 1 9 8 番地 2 9 から 1 1 9 8 番地 3 1 まで、1 1 9 8 番地 3 3、1 1 9 8 番地 3 7、1 1 9 8 番地 4 3、1 1 9 8 番地 4 5、1 1 9 8 番地 4 9、1 1 9 8 番地 5 1、1 1 9 8 番地 6 0、1 1 9 8 番地 6 2、1 1 9 8 番地 6 3

東野タウン自治会地区

1 2 5 2 番地 5 から 1 2 5 2 番地 1 2 まで、1 2 5 2 番地 1 4 から 1 2 5 2 番地 2 1 まで、1 2 5 2 番地 2 3、1 2 5 2 番地 2 4、1 2 5 2 番地 2 7 から 1 2 5 2 番地 2 9 まで、1 2 5 2 番地 3 1、1 2 5 2 番地 3 2、1 2 5 2 番地 3 3、1 2 5 2 番地 3 5

ひとみが丘自治会地区

5 0 番地 1 4、5 0 番地 1 5、7 2 1 番地 7、7 2 1 番地 2 5、7 2 1 番地 5 7、7 2 3 番

地 1 7、7 2 8 番地 6、7 2 8 番地 7、7 2 9
番地 6、7 2 9 番地 1 0、7 2 9 番地 2 0、
7 2 9 番地 2 4、7 2 9 番地 2 8、7 7 3 番
地 5、7 7 3 番地 8、7 7 3 番地 1 0、7 7 3
番地 1 1、7 7 3 番地 1 3 から 7 7 3 番地 1 8
まで、7 7 4 番地 6、7 7 4 番地 1 1、7 7 4
番地 1 3、7 7 4 番地 2 0、7 7 4 番地 2 1、
7 7 4 番地 2 3、7 7 4 番地 2 5、7 7 7 番
地 1 3、7 7 7 番地 3 4、7 8 0 番地 7、
7 8 0 番地 1 9、7 9 8 番地 2 1、7 9 8 番
地 5 5、9 0 2 番地 2 1、9 0 2 番地 3 1、
6 5 6 番地 3 から 6 5 6 番地 7 まで

(2) 和田町 4 5 0 番地、4 5 2 番地 2、4 5 4 番
地 2、4 5 6 番地 1、7 4 1 番地 1、7 5 8 番
地 1、7 6 9 番地、7 7 0 番地、8 8 8 番地 1

変更後 本会の区域は、別紙に掲げる亀山市川合町と和田町
の一部とする。

(別紙)

本会の区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 亀山市川合町全域とする。ただし、次の番地
は除く。

栄町北自治会地区～新道自治会地区

1 1 9 2 番地 5、1 1 9 3 番地 1、1 1 9 7
番地 6 0、1 1 9 7 番地 9 3、1 2 0 6 番地
1、1 2 0 6 番地 4 から 1 2 0 6 番地 9 まで、
1 2 0 6 番地 1 2 から 1 2 0 6 番地 1 4 まで、
1 2 0 9 番地、1 2 1 3 番地 3 2、1 2 1 3
番地 3 5、1 2 1 7 番地 1、1 2 1 7 番地 2、
1 2 1 7 番地 4、1 2 1 7 番地 9、1 2 1 7
番地 2 1、1 2 3 3 番地、1 2 3 4 番地 1、

1 2 3 4 番地 4、1 2 4 4 番地、1 2 4 5 番地 1

メープルタウン川合自治会地区

1 1 9 8 番地 2 9 から 1 1 9 8 番地 3 1 まで、
1 1 9 8 番地 3 3、1 1 9 8 番地 3 7、1 1 9 8
番地 4 3、1 1 9 8 番地 4 5、1 1 9 8 番地
4 9、1 1 9 8 番地 5 1、1 1 9 8 番地 6 0、
1 1 9 8 番地 6 2、1 1 9 8 番地 6 3

東野タウン自治会地区

1 2 5 2 番地 5 から 1 2 5 2 番地 1 2 まで、
1 2 5 2 番地 1 4 から 1 2 5 2 番地 2 1 まで、
1 2 5 2 番地 2 3、1 2 5 2 番地 2 4、1 2 5 2
番地 2 7 から 1 2 5 2 番地 2 9 まで、1 2 5 2
番地 3 1 から 1 2 5 2 番地 3 3 まで、1 2 5 2
番地 3 5

ひとみが丘自治会地区

5 0 番地 1 4、5 0 番地 1 5、7 2 1 番地 7、
7 2 1 番地 2 5、7 2 1 番地 5 7、7 2 3 番
地 1 7、7 2 8 番地 6、7 2 8 番地 7、7 2 9
番地 6、7 2 9 番地 1 0、7 2 9 番地 2 0、
7 2 9 番地 2 4、7 2 9 番地 2 8、7 7 3 番
地 5、7 7 3 番地 8、7 7 3 番地 1 0、7 7 3
番地 1 1、7 7 3 番地 1 3 から 7 7 3 番地
1 8 まで、7 7 4 番地 6、7 7 4 番地 1 1、
7 7 4 番地 1 3、7 7 4 番地 2 0、7 7 4 番
地 2 1、7 7 4 番地 2 3、7 7 4 番地 2 5、
7 7 7 番地 1 3、7 7 7 番地 3 4、7 7 8 番
地 7、7 8 0 番地 1 9、7 9 8 番地 2 1、
7 9 8 番地 5 5、9 0 2 番地 2 1、9 0 2 番
地 3 1、6 5 6 番地 3 から 6 5 6 番地 7 まで

川合町北自治会地区

246番地5から246番地16まで、316番地1から316番地25まで

(2) 和田町450番地、452番地2、454番地2、456番地1、741番地1、758番地1、769番地、770番地、888番地1

(3) 規約に定める解散の事由

変更前 1 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

変更後 1 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会で会員の4分の3以上の議決を要する。

3 変更の年月日

平成30年4月1日

4 変更の理由

(1) 規約に定める目的

規約に定める目的の明確化

(2) 区域

川合町北自治会の設立に伴い、川合町自治会区域から除外するため

(3) 規約に定める解散の事由

地方自治法の改正による